

「特定不法行為等被害者特例法」の「運用基準」案に対する家庭連合の見解

この度、昨年12月13日に「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」（特定不法行為等被害者特例法。以下「特例法」）が国会を通過し、文化庁によりその「運用の基準」の案が発表され、現在、2月3日まで同運用基準案に対するパブリックコメントが募集されています。これに対する当法人の見解を以下に述べます。

1. 国による解散命令請求自体が違法

特例法は、宗教法人法81条1項1号に基づく解散命令請求がなされた宗教法人をその適用対象とするものである（特例法2条1項）。

しかし、令和5年10月13日になされた国による当法人の解散命令請求自体が、違法であるため、当法人は当該解散命令裁判において現在その旨の主張立証を行っているところである。

このように解散命令請求自体の当否が裁判で争われている最中において、当該解散命令請求が適法かつ妥当であることを前提に規定されている特例法は、あたかも起訴された被疑者を国が犯人と推定して扱うものに等しく、その不当性は明らかである。

特例法は、所轄庁あるいは被害を訴える者等に対し「対象宗教法人」の財産権等に関連する権限等を時期尚早に付与するものであり、不当かつ不平等に同宗教法人の信教の自由ないし財産権を侵害するものとして違憲・違法である。

国の解散命令請求に関する具体的な当法人の見解は、2022年11月24日及び12月2日に当法人代理人弁護士福本修也名で文部科学大臣宛てに出された「法律意見書」、および昨年12月1日付で裁判所に提出された「主張書面(2)」で表明した。これは、民法上の「特定不法行為」に基づく解散命令請求は、宗教法人法に関する裁判所の判断（法81条1項1号【宗教法人の解散事由】の要件について、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」とは、「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するもの」とする法解釈）に反するものであり、不法行為は該当しないというものである。

2. 特例法が想定する「特定不法行為」の不当性

解散命令裁判は現在、東京地裁で係争中であるが、特例法の目的は「対象宗教法人」による「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、（中略）日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例を定める」（第1条）こととされている。

ここで「対象宗教法人」とは事実上当法人を指す。また「特定不法行為」について、国は当法人の解散命令請求を行う方針を発表するに当たって、「本件宗教法人（※当法人）が、遅くとも昭和 55 年から、長期間にわたり、継続的に、本件宗教法人の財産的利得を目的として、献金の獲得や物品販売に当たり、多数のものを不安又は困惑に陥れ、相手方の自由な意思決定に制限を加えて、相手方の正常な判断が妨げられる状態で献金又は物品の購入をさせて、多数の者に多額の財産的損害、精神的犠牲を余儀なくさせ、その親族を含む多数の者の生活の平穩を害する行為をした」（2023 年 10 月 12 日文部科学省配布資料）と説明しており、特例法もこれを念頭に置いているものとみられる。

しかし、この「特定不法行為」については、既に当法人が 2009 年に行ったコンプライアンス宣言後、伝道においても、献金勧誘においても信者らの活動の実態は改善され、現実には行われていない。それにもかかわらず、国は、全国霊感商法対策弁護士連絡会（以下「全国弁連」）からの情報に全面的に依拠し、それが未だに継続されているかのような主張をして、当法人の解散命令請求に及んでいる。当法人は、国による解散命令請求には、その請求の根拠たるべき事実がないと主張している。

また「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するもの」ではない民法の不法行為（公序と呼ばれる不文の秩序=社会的相当性の逸脱であり法令違反を伴わないもの）が解散命令請求の事由となり得ないということは、1994 年以来、令和 4 年 10 月 14 日の内閣答弁書に至るまで国の公式見解であり（中山達樹弁護士「文部科学大臣宛て『文部科学省の家庭連合に対する解散命令請求の不行使を求める申し入れ書 2』9 頁」）、当法人信者について過去に指摘されてきたのも当該不法行為のみであった。

したがって、そもそも宗教法人解散命令の事由となりえない「特定不法行為」を「特定解散命令請求等の原因となった不法行為」などと定義している特例法（同法 2 条 2 項参照）は、誤った法解釈を前提としている点で極めて不当である。同法は解散命令請求に関連する法律であるにもかかわらず、同法 1 条は「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済」を目的としており、これも誤った法解釈によるもので不当である。

3. 「運用の基準」案に対する当法人の見解

この度、国は、特例法 7 条及び 12 条の規定に基づき文部科学大臣が行う指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定について、文化庁作成の「運用の基準」の定めるところにより運用するとしている。

今回文化庁の発表した「運用の基準」については、既に当法人代理人弁護士に

よりいくつかの問題点が指摘されているが、当法人として改めてこの運用基準の問題点を指摘したい。

1) 被害者認定の問題性

特例法において、「特定不法行為等に係る被害者」が想定されているが、この「被害者」の定義は極めて曖昧である。文化庁の上記運用基準によると「特定不法行為等に係る被害者」とは「損害賠償の請求権を持つ者、或いはその可能性があるもの」、「請求者（注：文化庁）の認知した被害者」とあるように、「被害者」の認知は本来裁判所がなすべきところを行政府である政府が行うとなっている。これまでも民事裁判では、当法人の元信者らが、自主的に信仰に基づいて捧げた献金等の返還を求めて、当法人に請求をしてきた折、或いは民事裁判で損害賠償等を請求した折、裁判の判決では、その請求が全く否定されたような案件も複数存在する。請求項目ごと、請求金額ごとの勝訴率はそれぞれ 50%、44%である

（中山達樹弁護士「文部科学大臣宛て『文部科学省の家庭連合に対する解散命令請求の不行使を求める申し入れ書 2』2 頁」）。つまり原告側が「特定不法行為」による損害を主張しても、裁判所はその損害賠償請求権を全体の半分ほどしか認めていない。また、原告側が「被害」を訴えて「特定不法行為」の存在を主張し訴訟を提起した場合でも、裁判所が原告の請求を一切認めず当法人が全面勝訴した事例も少なくない。32 件原告側が勝訴しているが、そのほとんどは一部認容判決である一方、13 件は当法人が全面勝訴している。すなわち裁判所は当該原告らを「被害者ではない」と判断したに等しい。実際にそれら原告らは、信仰に基づき献金等を捧げており、その献金について当法人ないしその信者に不法行為などない。また、このような裁判は、その殆どが全国弁連所属弁護士が代理した原告によるものであった。

また、和解した案件については、損害賠償請求権について裁判所の判断がなされておらず、相互の合意で紛争解決に至っているのである。つまりこのような場合に請求人らを「被害者」と断定することが不当であることも明らかである。

文化庁は、上記運用基準において「特定不法行為等に係る被害者」に「法律上の権利（例えば損害賠償請求権など）を有する」者だけでなく、これを「有し得る者」までも挙げている。

しかし、上記のとおり裁判においてさえ損害賠償請求権の存否の判断は分かれている状況下で被害を訴える元信者を「法律上の権利を有し得る者」などとして「特定不法行為等に係る被害者」と扱い、その者に国家予算による金銭的援助等の優遇措置（特例法 3 条等）や対象宗教法人に関する請求権を認めること（特例

法 13 条 1 項等) は極めて不当である。

文化庁の運用基準では、被害を訴えるものは事実上誰でも「被害者」となり得ることになる。前述の裁判例では、裁判で被害を訴えた者でさえ、被害者と認定されなかった（損害賠償請求権が一切認められなかった）事例が複数あったということを考えると、特例法は、司法の判断を無視して、あるいはそれに先んじて行政府が独自に「被害者」かどうかを判断し、法的な優遇措置を与え、当法人に対する献金等に関する請求を手助けするということであり、これは当法人の信教の自由及び財産権を不当に侵害するものであり違憲違法である。

したがって、このような「権利を有し得る者」という極めて不明確な対象の救済を「目的」とする特例法 1 条も、この目的がやむにやまれぬものであるとは到底いえず、被害者救済のために「権利を有し得る者」を救済するというのは明らかに国家による過度な介入であり、このような特例法の規定の制定ないし運用が必要不可欠であると認められる余地もない。

しかも、当法人信者による宗教活動（伝道、献金勧誘等）は、「特定不法行為」とされて、上記のように①正体隠しによる違法勧誘、②因縁トークによる威迫・困惑による献金勧誘、③金銭収奪目的——というレッテル張りがなされてしまうということである。しかし当法人には、今回の解散命令請求で国が主張している宗教団体の目的を著しく逸脱した事実もないため、解散理由はない旨を裁判で主張しているところである。

この度、国は、特例法を制定することで「指定宗教法人」として当法人を「加害者」あるいは「不法行為集団」と位置づけ、上記「運用の基準」を定めて、不特定多数の人に対して理由もなく損害賠償請求権を公認しているのであり、このような行為は憲法 20 条の保障する信教の自由及び同法 29 条の保障する財産権に対する著しい侵害であると言わざるを得ない。特例法 6 条は宗教法人の宗教上の事項（信教の自由）に対する国の干渉を禁止しており、同法の「付帯決議」3 項も「当該宗教法人及びその信者の信教の自由に十分に配慮すべきこと」としているが、上記の点からも、この特例法或いはその「運用の基準」自体が違憲、違法である。

2) 財産開示制度の違憲性

上記のとおり文化庁の運用基準では「特定不法行為等に係る被害者」は損害賠償請求権を「有し得る者」も含むとのことであるが、これは要するに、債務名義を持たない者に、文化庁の裁量で、宗教法人の財産情報を入手させるということであり極めて不当である。今回の運用基準は、現行の財産開示制度とは比較にな

らないほど、容易に宗教法人の財産情報を入手することを許すものである。更に、意見公募手続において福本弁護士が説明するように、本法による財産開示制度によって得られる債権保全の利益はないのである。特例法 13 条 1 項は、宗教法人の財産権（29 条）、プライバシー（13 条）を侵害し、適正手続き保障（31 条）にも反するものであり、違憲であると言わざるを得ない。

3) 特別指定宗教法人の指定について

福本弁護士が述べるように、「その他の事情」（特例法 12 条 1 項 2 号）として、現在行われている全国統一教会被害対策弁護団が提起した「集団交渉」を念頭におき、同交渉の難航を理由に「財産の隠匿又は散逸のおそれ」の存在を認定し、国が同弁護団のお先棒を担いで、特別指定宗教法人の指定をするようなことがあってはならない。

「当該対象宗教法人の財産の内容及び額、その財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して」所轄庁が「財産の隠匿又は散逸」のおそれの有無を判断するという点についても、福本弁護士が指摘するように、過去の海外宣教支援等を具体的な根拠として、「特別指定宗教法人」として不当に指定される可能性がある。

しかし、財産の隠匿又は散逸のおそれがあるとされた場合、当該宗教法人は「特別指定宗教法人」のレッテルを貼られ、信教の自由、財産権ないしプライバシーの権利等の重要な人権に制約を受けていくことになるのであるから、「財産の隠匿又は散逸のおそれ」の有無の判断にあたっては、少なくとも、財産の隠匿又は散逸が現に起こる可能性が相当高いと認められるような場合でなければならない。

当法人は、令和 4 年 11 月 7 日の記者会見において 100 億円を国に預ける方針を発表するなどしていることから、財産の隠匿の意思は全くなく、財産散逸どころか国に預ける用意があることを示していたのであるから、このように明らかに「財産の隠匿又は散逸のおそれ」がない当法人に対して特別指定宗教法人の指定がなされるとすれば違憲・違法である。

4. 立法過程の不当さ

本来、宗教法人に関する事項は宗教法人法において規定されるべきである。そして、宗教法人法の改正となれば、同法の適用を受ける宗教法人全体の信教の自由に対する配慮が必須となり、法改正作業においては、国家による宗教への介入について極めて慎重な判断が求められる。

事実、平成7年に報告徴収・質問を行う権限（いわゆる質問権）を定めるべく宗教法人法の一部改正が国会で議論された際には、宗教法人側の信教の自由等への配慮について非常に慎重な議論がなされており、その結果、質問権は「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」と規定する宗教法人法78条の2第6項が定められるなどしている。

ところがこの度、国は、適用対象を宗教法人とする新たなルールを定めるにあたり、宗教法人法の改正作業を行うのではなく、議員立法において特例法を制定した。

これは、宗教法人法の改正作業に伴う宗教法人全体の信教の自由への慎重な配慮という憲法上の要請を潜脱或いは回避し、事実上当法人を狙い撃ちして法を制定したものであり、このような立法過程も違憲・違法である。

5. 結論

今回の特例法並びに文化庁による「運用の基準案」は、所轄庁のほしいままに当法人の信教の自由、財産権、プライバシー及び適正手続き保障を憲法に反して侵害するものである。これは国家による特定の宗教法人（当法人）に対する違憲・違法かつ不当な権利侵害である。

更に、民事訴訟（集団調停）の一方当事者の代理人らから提供された一方的な偏った情報と仲介により、国が「特定不法行為」に関する「被害者」情報を得ていること自体が、行政の中立公正に反し不当である。当法人は、これまで数十年間にわたり、更にこの度の質問権への回答においても、全国弁連が信者に対する拉致監禁・棄教強要を常習とする反対牧師・請負業者らと裏で結託し、脱会した拉致監禁被害者を被害者に仕立て上げて訴訟を起こしてきたことを告げて、文科省がこのような者らと組むことを批判し、警鐘を鳴らしてきた。

過料通知を促し、解散命令請求の申立を行った一方的立場の国（文科省）が、従来の裁判所の判断を逸脱して、官邸の政治的判断に盲従し、損害賠償請求事件の当事者らの代理人ら（全国弁連）と結託していること自体、国が違憲違法な誤った判断を繰り返す原因となっている。

以上